

令和5年3月17日

建設業者 様

豊田市長 太田 稔彦
(公印省略)

電子契約に伴う契約課提出書類の変更について（通知）

日頃は入札契約事務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

令和5年4月1日以降の建設工事の契約締結につきまして、以下のとおり、契約課への書類提出方法が変更になります。建設業者の皆様におかれまして、内容について御理解いただくとともに、入札契約事務の円滑な執行に御協力をお願いします。

記

1 落札決定後提出書類

	令和4年度契約案件	令和5年度契約案件
契約保証届出書	紙での提出	電子又は紙での提出 電子の場合は、あいち電子申請・届出システムから提出ください。
有効な当該建設業許可の写し		
納税証明書 (完納証明書)		
経営審査事項結果通知書の写し		提出不要となります。

2 現場代理人・主任（監理）技術者届の業者提出方法

	令和4年度契約案件	令和5年度契約案件
現場代理人・主任（監理）技術者届 ※	紙での提出	電子又は紙での提出 電子の場合は、あいち電子申請・届出システムから提出ください。
経歴書		
資格証		

※「監理技術者・現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」、「監理技術者・現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐変更届」、「現場代理人の兼務届」を含む。

3 請求書及び保証書の業者提出方法

	令和4年度契約案件	令和5年度契約案件
保証書		
請求書 (前払い含む)	紙での提出	<ul style="list-style-type: none">・紙契約の場合 従来と同じ。・電子契約の場合 請求書は、必ず電子契約システムから提出してください。 電子保証の場合は、契約課へ契約保証認証キーをメール送付してください。

4 電子での提出方法

あいち電子申請・届出システムは、下記のリンク先から提出してください。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=70616

【問合せ先】

総務部契約課 工事担当 (直通) 34-6616